

「戸田市人と動物との共生社会の推進に関する条例(案)」

意見募集期間

令和5年2月1日 から 令和5年3月2日 まで

概要

現在、動物の虐待及び遺棄の防止等を目的に「動物の愛護及び管理に関する法律」が制定されていますが、全国的には、飼養する動物の数が増え、飼い主が管理できなくなる多頭飼育崩壊や、安易にペットを購入し短期間で飼育できなくなるケース等も報道されています。

また、市においては、犬のふんの放置等による周辺環境への影響が問題となる事例も発生しており、飼い主のマナー向上が求められています。

ペットを飼い始めた日から、飼い主にはペットの命を預かる責任と、社会に対する責任が生じます。市では、動物の命は差別することなく尊ぶべきものであること等を基本理念として、市、市民及び飼い主の責務を条例に定め、動物との共生社会づくりを推進します。

市民生活への影響

本条例に基づき、市は関係機関と連携し、人と動物との共生社会の実現のために必要な施策を実践します。また、市民等の責務として、市が行う施策に協力するよう努めることを定めています。

飼い主の責務として、命あるものである動物の飼い主としての責任を自覚し、動物を終生適正に飼養すること、周辺の生活環境の配慮に努めること、災害に備え餌等を備蓄することに努めること等を定めます。

